

平成19年8月2日(木曜日) 第 1901 号

県 癷 行 호 裇 印 剧 宮崎市旭1丁目6番25号 小柳印刷株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

次 目

○宮崎県農業改良資金貸付規則の一部を改正する

○土地収用法に基づく土地の立入り許可(3件)(用地対策課)2 頁 ○道路の区域の変更 3 ○道路の供用の開始………………(// // //) 3 規則・・・・・・・・・・(営農支援課) 1 ○特定非営利活動法人の設立の認証の申請・・・・・・(生活・文化課) 4

宮崎県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布 to 100°

平成十九年八月二日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第五十九号

宮崎県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

宮崎県農業改良資金貸付規則 (平成十四年宮崎県規則第七十三号) の一部を吹のように牧正する。

第一条中「農林水産省令第五十七号)」の下に「(以下これらを 「賃付関係法規」という。)」を加える。

第三条第一項第一号中「農業者団体」の下に「(以下「農業者等」 という。)」を加え、同項第二号中「農業者又は農業者団体」を「 農業者等一に改める。

第五条第一項中「貸付け」の下に「(以下「貸付け」という。) を加え、「もの」を「農業者等」に改める。

第八条中「借入申込者」を「前条第一項の規定により貸付けの決 定を受けた借入申込者(以下「借受者」という。)」に致める。

第九条中「農業改良資金の貸付けを受けたもの(以下「借受者」 という。)」を「借受者」に、「事業完了後」を「質付けに係る事 業の完了後」に改める。

第十四条を第十五条とし、第十一条から第十三条までを一条ずつ

第十条中「もの」を「借受者(以下「支払猶予申請者」という。) 」に改め、同条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。 (貸付けの決定の取消し)

第十条 知事は、借受者又は融資機関が貸付関係法規若しくはこの 規則に違反したとき、又は貸付関係法規若しくはこの規則に基づ く知事の指示に従わないときは、貸付けの決定を取り消すことが できる。

別表一の頃を吹のように致める。

施設の改良、造成又は取得に必

- 欠のいずれかに該当するもの
- 認定就農者(青年等の就農促進のための資金の賃付け等に関する特別措置法(平成十

- 年法律第二号)第四条第四項に規定する者であって、経営開始後五年以内であり、かつ、認

- 農業所得が総所得の過半(法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半
 - 冬日めていること。 して農業送賞さ述事すると認められる青土王の家家職業進事者(主人されて

 - 簿記記帳を行っていること(簿記記載を行うことが確実と見込まれる場合を会
- **一つて、り及びェの要件に加え、農業相収益が二百万円以上(法人にあっては、**
- 一致人外を有しない任意的体で次数件のサバイを満たするの並びに大田性女び細作に係る対象がある。 他外部からきと手間は、12分割を含めませませい。 もの一部の部門について主義性があることははなどの情報を保険は対けはは、 またのまたつけない。 またからは、12分割をは、12分割とは、12分割をは、12分割をは、12分割を
- る農業経営以外の法人格を有しない任意団体で次要件のうち両を除くすべてを請れすす
- 当該任意団体が、次のアに定める事項について、イに定める基準に従った規約を有

- 団体の意思決定の機関及びその決定の方法団体の目的 **構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項**
- 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収する。
- 農業経営の改善に領する旨をその目的に合んでいること。
- 代表者の選任の手続を明らかにしていること
- 会費又は確信の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴 収の方法が衡平を欠くものでないこと
- 当該団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。 第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。)に組織変更する旨の目標を育してい同期出とて在年以内に農業生産法人(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)一元的に経現を行っていること。
- 政 農用型の利用の実施の目標を定めていること。 土たる流事者(当該任意団体の運動の中心となる者をいう。) が農業経営基礎強化

別表への頃から十二の頃までを吹のように致める。

品種の転換を行うのに必要な資 認定農業者又は集落哲學組織

4	
機材の取得に必要な資金 査及び開発並びに通信・情報処理 査及び開発並びに通信・情報処理の新たな農畜建物の加工品等の調丸 農畜産物の需要を開拓するため	は近極緩布
充てるのに必要な資金 他の線延資底に計上し得る費用に定済度の取得又は研究は別別得限の取得では研究開発費その十 営業権、商機権その他の無形固	設力膨緩や
るものとする。) に光てるのに必然なる。 ありまする。) に光てるのに必然の場合を大しまるが関係の単大に係る列度的よ数では 無限の単独性をかい、無等なは 無理なななな。 無用方質なり機様、 よって必然とはる問題をでの他の る数金はか、職業研究の改善は、 である。	認定機変が、集体容額組織文はエコファーマー
特内農作業を受託する旧の奴約を 無事務次氏版命通知)に無づき基 五経智第六十六日九十八号開林・ 領(写成十六年三月二十十八号開林・ 場合に少数では急(機関は実施を強変)の数金のはか、観件事業を強要を 1月1日の内容ののは、関付事業を発表を 上二 五の項から十の項までに認け	の序の成立次級が悪い最から少の

宮崎県公報

l	額を貸し付けるものに限る。)	
	別記樣式第一号由	「第6条関係」や「第7条関係」におおん。
	別記様式第二号中	「第7条関係」や「第8条関係」におおん。
	別記様式第三号中	「第8条関係」や「第9条関係」におおん。
	別記様式第四号中	「第9条関係」や「第11条関係」におおん。
	別記様式第五号中	「第10条関係」や「第12条関係」におおん。
	屋 屋	
		a

この規則は、公布の日から施行する。

告示

宮崎県告示第 638号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許をした。

平成19年8月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 免許の年月日及び番号 平成19年7月11日 シレイ26750-897
- 2 埋立ての免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名及 び住所

宮崎県

宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県知事 東国原英夫

宮崎県宮崎市広島1丁目7番21号

- 3 埋立区域
- (1) 位置

宮崎県児湯郡川南町大字平田字四海5053番1、5053番10、50 53番11並びに、川南町大字平田字持場5109番1、5109番2の地 先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑭の地点を結ん だ線により囲まれた区域(地点の位置は別表1のとおり)

(3) 面積

3,158.11m²

- 4 埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 位置

宮崎県児湯郡川南町大字平田字四海5053番 1、5053番10、50 53番11並びに、川南町大字平田字持場5109番 1、5109番 2 の地 先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とエの地点を結ん だ線により囲まれた区域(地点の位置は別表2のとおり)

(3) 面積

22,246.75m²

5 埋立地の用途

漁港施設用地

別表1

地点	地 点 の 位 置
①の地点	川南漁港東防波堤灯台(北緯32度 9 分55秒、東経 131度33分26秒)から 264度21分49秒 462.48mの
	地点

②の地点	①の地点から	202度46分37秒	51.50mの地点	
③の地点	②の地点から	292度46分37秒	122.28mの地点	
④の地点	③の地点から	2度30分36秒	4.37mの地点	
⑤の地点	④の地点から	317度07分33秒	6.93mの地点	
⑥の地点	⑤の地点から	295度32分12秒	10.01mの地点	
⑦の地点	⑥の地点から	297度59分37秒	8.35mの地点	
⑧の地点	⑦の地点から	22度46分37秒	6.50mの地点	
⑨の地点	⑧の地点から	112度46分37秒	110.10mの地点	
⑩の地点	⑨の地点から	22度46分37秒	75.70mの地点	
⑪の地点	⑩の地点から	112度46分37秒	2.80mの地点	
⑫の地点	⑪の地点から	202度46分37秒	56.90mの地点	
13の地点	⑫の地点から	112度46分37秒	20.10mの地点	
⑭の地点	③の地点から	22度46分37秒	18.00mの地点	

別表 2

地点	地	点	0	位	置	
アの地点	川南漁港東 131度33分26和					少、東経 2.59mの
	地点					
イの地点	アの地点から	202度	46分37	'秒	144.93n	nの地点
ウの地点	イの地点から	292度	46分37	*秒	153.50n	nの地点
ェの地点	ウの地点から	22度	46分37	'秒	144.93n	nの地点

宮崎県告示第 639号

土地収用法(昭和26年法律第 219号)第11条第 2 項の規定により、次のとおり土地立入りの許可をした。

平成19年8月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 起業者の名称

西日本高速道路株式会社

2 事業の種類

東九州自動車道(都農町~西都市)新設工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

宮崎県児湯郡都農町大字川北字朝草原、字湯牟田、字尾立、字竜ヶ平

宮崎県児湯郡川南町大字川南字鵜戸ノ本、字下り山、字角谷、字角谷下、字角谷堤尻、字丸尾、字蟻ノ草、字宮田、字宮田下、字宮田上、字境谷下、字沓袋畑、字古場山、字国光、字国光原、字黒岩、字黒岩北、字山ノ口、字山下道上、字山瀬谷、字市納上、字松尾谷、字上ノ原南分、字上ノ原北分、字森ヶ久保、字須田久保、字西牟田、字赤坂下、字赤石、字前ノ田南、字前ノ田、字前ノ田村下、字前田、字大迫、字谷ノ口、字中の迫、字天神本、字土尻、字東国光、字湯牟田、字内野丸、字八幡山、字尾花坂上、字尾花西平、字北原、字明野、字綿打、字綿打上、字野中、字幟立、字蔵座村、字西川、字登り口、字丸山西原

宮崎県児湯郡高鍋町大字上江字下耳切、字牛牧原、字五郎丸、字五郎丸河原、字荒原、字黒土田、字堺谷、字市ノ山、字西小並、字竹鳩、字中尾、字南中原、字崩戸、字北牛牧、字北中原、字北唐木戸、字牧内、字野首、字老瀬坂上

宮崎県児湯郡新富町大字新田字壱町田、字永牟田、字音明寺、字下出口、字下川、字下谷川、字下迫口、字花園、字勘大寺、字

岩瀬、字駒取場、字向原、字出口、字上新開、字上谷川、字新橋、 字西河原、字石田、字前原、字大中原、字大迫、字大牟田、字中 原、字中尾、字吐合、字土橋、字八幡上、字尾小原、字部頭迫、 字綿打、字門田、字柳田

宮崎県西都市大字岡富字岡富、字宮ノ前、字宮ノ東、字船倉下、 字仲川原、字尾崎

4 立ち入ろうとする期間

平成19年8月2日から平成20年8月1日

宮崎県告示第 640号

土地収用法(昭和26年法律第 219号)第11条第2項の規定により、 次のとおり土地立入りの許可をした。

平成19年8月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 起業者の名称

西日本高速道路株式会社

2 事業の種類

九州縦貫自動車道宮崎線(清武JCT)改築工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

宮崎県宮崎郡清武町大字今泉字柳ヶ谷、字三ツ杭、字内平、字 穴ヶ迫、字川平

4 立ち入ろうとする期間

平成19年8月2日から平成20年8月1日

宮崎県告示第 641号

土地収用法(昭和26年法律第 219号)第11条第2項の規定により、 次のとおり土地立入りの許可をした。

平成19年8月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 起業者の名称

西日本高速道路株式会社

2 事業の種類

高速自動車国道東九州自動車道新設工事(門川インターチェン ジから都農インターチェンジまで)

3 立ち入ろうとする土地の区域

宮崎県東臼杵郡門川町大字川内字松ヶ平、大字門川尾末字分蔵、路の供用を次のとおり開始する。 字分蔵上中須、字下宮川内、字上宮川内、字小堤、字堀ノ内、字 森ノ前、字黒岩、字黒岩谷、字太田、字西又、字宮ノ迫、字下ヶ 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。 原、字由良ノ口、字弓田、字堂ノ本、字地蔵面、大字加草字船越、 字堂ケ内、字壱町田、字庵作、字岡ノ花、字米田、字加草口、字 深迫、字海田、字枝、字倉谷、字柳ヶ谷、字楠本、字京手、字霜

宮崎県日向市大字日知屋字荒平、字西ノ迫、字団子ノ越、字淀 原、字ホセキギワ、字下払、字池ノ内、大字富高字程ケ迫、字板 平、字鍛冶屋ヶ原、字前原、字山田、字北の迫、字長迫、字鶴ノ 田、字上切畑、字下切畑、字上鷹巣、字山下、大字塩見字上切畑、 字駄撃原、字蔵ノ後、字古城内、字上ノ坊、字瀬ノ口、字清水、 字下中野、字権現原山添、字東ヶ迫、字坊の下、大字財光寺字大 谷尻、字池ノ田、字樋ノ口、大字平岩字下ノ原、字恵良ノ田、字 北前田、字橋ノ口、字中島、字岩淵、字深田、字清水の元、字馬 込、字馬込南畑、字カナヂ藪、字岡、字谷口、字平尾、字本村、 字登り立、字コウ地、字中ノ別府、字ミコノ子、字金ケ浜、字カ バル、字ナガソ、字中高鳥、字上高鳥、字下高鳥、字タラミ田、 字西鳥越、字ウド山、字山ヶ田、字南前田、字片平山、大字幸脇

字西境川、字宮田、美々津町字田代ヶ原、字大丸、字美山ヶ辻、 字三月田、字麻附、東郷町山陰甲字落鹿、字日平、字山ノ口、字 向ヲ原

宮崎県児湯郡都農町大字川北字西ノ郡、字寺下、字下原、字平 山、字宮原、字内野後原、字西尾立、字西原、字土矢原、字境谷、 字舟川、字舟川中原、字舟川前田、字舟川尾立、字榎谷、字牧川、 字木戸平、字荒崎平、字馬場口、字苽生尾立、字井手ケ平、字朝 草原、字湯牟田、字俵石

4 立ち入ろうとする期間

平成19年8月2日から平成20年8月1日

宮崎県告示第 642号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道 路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年8月2日から平成19年8月16日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年8月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の	路線名	区間	新旧	敷地の 幅 員	延長
番号	種 類	2000		の別	(メートル)	(メートル)
44	県道	宮崎高鍋線	児湯郡新富 町大字日置	IΒ	9.2 ~ 33.0	115.0
			字赤禿並木			
			附4966番10	新	10.8 ~	115.0
			地先から同		26.4	
			郡同町同大			
			字字西永迫			
			4116番 4 地			
			先まで			

宮崎県告示第 643号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道

なお、関係図面は、平成19年8月2日から平成19年8月16日まで

平成19年8月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路種	各の類	路線名	区	間	供用開始の期日
田勺	作里	炽				
44	県道		宮崎高	児湯郡	郡新富	平成19年8月2日
			鍋線	町大	字日置	
				字赤	禿並木	
				附496	66番10	
				地先对	から同	
				郡同田	町同大	
				字字语	西永迫	
				4116	番4地	
				先まっ	で	

宮 崎 県 公 報

办

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規 定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があ った。

平成19年8月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請 年月日	名	称	代表者	者の氏名	主たる事 務所の所 在地	定款に記載され た目的
平成 19年 7月 18日	特活動が低いる場合では、	法人 建康福 ・トワ	富田	雄二	宮崎県宮 崎市和知 川原1丁 目 101	このとは、 県民やに対している。 原内を対している。 の医のを対している。 のをでするでは、 のをでするでは、 のをでするでするでする。 のをでするでするでする。 のをでするでするでする。 のをでするでするでする。 のをでするでするでする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規 定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出 書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日 から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成19年8月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイスクエア南宮崎

宮崎市大淀三丁目 220番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

株式会社ジョイント・コーポレーション

代表取締役 東海林義信

東京都目黒区目黒二丁目10番11号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社まつの 代表取締役社長 松野晴義

宮崎市大塚町宮田2940番1号

他 未定

4 大規模小売店舗の新設をする日 平成20年3月18日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 $9.200 \,\mathrm{m}^2$
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地北側 26台、建物 6 階部 79台、 建物 7 階部 80台、建物屋上部 110台、 建物敷地北東側立体駐車場 56台、 44台

395台

建物敷地北側駐車場

合計

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物北東側(No.1) 8台、建物北東側(No.2) 44台、 建物北西側(No. 3) 25台、建物北西側(No. 4) 32台、

建物南西側(No.5) 35台、建物南西側(No.6) 177台、

建物南東側(No.7) 69台

390台 合計

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北東側 (No.1) 64m、建物北東側 (No.2) 64m 128m²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物北東側 38.88m

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店 時刻

開店時刻 午前10時、閉店時刻 午後12時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 建物敷地北側、建物6階部、建物7階部、建物屋上部駐車場 午前9時30分~午前0時30分 建物敷地北東側立体駐車場、建物敷地北側駐車場 午前9時30分~午後10時00分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 建物敷地北側、建物6階部、建物7階部、建物屋上部駐車場 北西側 1箇所(入口)、北西側 1箇所(出入口)、 北東側 1箇所(出入口) 建物敷地北東側立体駐車場

南東側 1箇所(出入口)、北西側 1箇所(出入口) 建物敷地北側駐車場

西側 2箇所(出入口)

合計

7 箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時00分~午後10時00分
- 8 届出年月日

平成19年7月17日

- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総 務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所 及び宮崎県延岡商工労政事務所

(2) 期間

平成19年8月2日から平成19年12月3日まで

- 10 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課

(2) 期間

平成19年8月2日から平成19年12月3日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地 域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見ととも に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売 店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、 紙屋第二土地改良区(野尻町)の役員の就任及び退任について次の とおり届出があった。

平成19年8月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	富	田	満州	州男	野尻町大字紙屋3229番地41
理	事	村	田	正	美	野尻町大字紙屋3418番地
理	事	廣	島	清	治	野尻町大字紙屋3780番地7
理	事	坂	上	五	男	野尻町大字紙屋2957番地3
理	事	上	原	和	裕	野尻町大字紙屋2213番地
監	事	深	Щ	國	雄	野尻町大字紙屋2943番地
監	事	川夕	八保	光	夫	野尻町大字紙屋3776番地

(任期:平成23年4月10日まで)

2 退任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	富	田	満州	州男	野尻町大字紙屋3229番地41
理	事	村	田	正	美	野尻町大字紙屋3418番地
理	事	廣	島	清	治	野尻町大字紙屋3780番地7
理	事	西	山	利	春	野尻町大字紙屋3004番地
理	事	坂	上	五.	男	野尻町大字紙屋2957番地3
監	事	深	Ш	國	雄	野尻町大字紙屋2943番地
監	事	川夕	八保	光	夫	野尻町大字紙屋3776番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、 上方土地改良区(えびの市)の役員の就任及び退任について次のと おり届出があった。

平成19年8月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	3	氏 名		名	住	所
理	事	市	來	洋一郎	えびの市大字原田3	3821番地

\neg							
	理	事	出		義	信	えびの市大字坂元 162番地 2
	理	事	眞	方	敏糸	光	えびの市大字大河平1842番地
	理	事	谷		道	春	えびの市大字大河平1565番地
	理	事	宮	崎	静	平	えびの市大字杉水流 198番地 5
	理	事	東	田	信	_	えびの市大字上江 157番地 6
	理	事	Л	野	篤	男	えびの市大字前田 135番地 2
	理	事	木ź	岸礼	重	久	えびの市大字原田19番地
	理	事	大フ	大場	和	年	えびの市大字原田1972番地
	理	事	朝	稲	義	則	えびの市大字原田2071番地
	理	事	岡	園	信	夫	えびの市大字原田3024番地
	理	事	外	赤	逸	男	えびの市大字杉水流 195番地 6
	理	事	大亞	戸落		登	えびの市大字原田1325番地 6
	監	事	西	田	政	明	えびの市大字上江 197番地 1
	監	事	上	野	哲	=	えびの市大字杉水流 861番地
	監	事	北馬	馬場	龍	馬	えびの市大字前田1068番地

(任期:平成21年4月6日まで)

2 退任した役員

役	名	氏		名		住 所
理	事	市	來	洋-	一郎	えびの市大字原田3821番地
理	事	出		義	信	えびの市大字坂元 162番地
理	事	内	赤	彦	志	えびの市大字杉水流 859番地
理	事	真	方	敏光	光	えびの市大字大河平1842番地
理	事	谷		道	春	えびの市大字大河平1565番地
理	事	宮	崎	静	平	えびの市大字杉水流 198番地 5
理	事	内	田	久	喜	えびの市大字原田1334番地
理	事	東	田	信	_	えびの市大字上江 157番地 6
理	事	佐	伯	徳	夫	えびの市大字原田2563番地

平成 19 年 8 月 2 日(木曜日) 第 1901 号

宮崎県公報

理	事	大平	落	住	雄	えびの市大字原田2392番地
理	事	吉	留	貞	夫	えびの市大字原田1534番地 7
理	事	Ш	野	篤	男	えびの市大字前田 182番地
理	事	木牟	沁	重	久	えびの市大字原田19番地
監	事	外	赤		正	えびの市大字杉水流 542番地
監	事	西	田	千	秋	えびの市大字上江 194番地 5
監	事	北馬	場	龍	馬	えびの市大字前田1068番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、 大河平土地改良区(えびの市)の役員の就任及び退任について次の とおり届出があった。

平成19年8月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	田	中	雄	策	えびの市大字大河平2317番地
理	事	栗	屋		稔	えびの市大字大河平3622番地
理	事	佐	藤	正-	一郎	えびの市大字大河平2547番地
理	事	木	下	喜	_	えびの市大字大河平2827番地 3
理	事	溝		嘉	秀	えびの市大字大河平2733番地
監	事	溝		順	昭	えびの市大字大河平2402番地
監	事	吐	師	伸迟	欠郎	えびの市大字原田 166番地 2

(任期:平成21年5月9日まで)

2 退任した役員

役	名	氏		名		住 所
理	事	佐	藤	正-	一郎	えびの市大字大河平2547番地
理	事	溝		嘉	秀	えびの市大字大河平2733番地
理	事	木	下	喜	_	えびの市大字大河平2827番地 3
理	事	沼	田	市	次	えびの市大字大河平2642番地 2
理	事	吐	師	伸迟	欠郎	えびの市大字大河平2786番地
監	事	田	中	雄	策	えびの市大字大河平2317番地

監 事 中 村 正 慶 えびの市大字大河平2165番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、 池島土地改良区(えびの市)の役員の就任及び退任について次のと おり届出があった。

平成19年8月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	野	間	寛	俊	えびの市大字池島 459番地 1
理	事	林		正	明	えびの市大字池島40番地
理	事	野	間	芳	治	えびの市大字池島 362番地
理	事	星	指	義	文	えびの市大字池島 463番地 4
理	事	鶴	田	静	徳	えびの市大字池島 387番地
理	事	長	尾	政	秋	えびの市大字今西 637番地 2
監	事	新	原	不同	7止	えびの市大字池島 308番地
監	事	鞍	丰輪		彰	えびの市大字池島 488番地

(任期:平成21年4月30日まで)

2 退任した役員

役	名		氏	名		住所
理	事	野	間	寛	俊	えびの市大字池島 459番地 1
理	事	林		正	明	えびの市大字池島40番地
理	事	野	間	芳	治	えびの市大字池島 362番地
理	事	星	指	義	文	えびの市大字池島 463番地 4
理	事	鶴	田	静	徳	えびの市大字池島 387番地
理	事	長	尾	政	秋	えびの市大字今西 637番地 2
監	事	新	原	不同	7止	えびの市大字池島 308番地
監	事	鞍	丰輪		彰	えびの市大字池島 488番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、 東川北土地改良区(えびの市)の役員の就任及び退任について次の とおり届出があった。 平成19年8月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	3		氏	名		住所
理	事	西	吉	耕	_	えびの市大字東川北 480番地
理	事	嶽	元	源	_	えびの市大字東川北1042番地
理	事	米	倉	義	男	えびの市大字東川北1245番地
理	事	小	原		壽	えびの市大字榎田 532番地
理	事	内	牧	直	人	えびの市大字東川北 273番地 6
監	事	山	下	良	政	えびの市大字東川北 838番地 2
監	事	井	上	義	人	えびの市大字東川北 252番地 2

(任期:平成23年5月22日まで)

2 退任した役員

役	名	氏		名		住 所
理	事	山之内		秀	樹	えびの市大字東川北 282番地
理	事	丸	田	重	徳	えびの市大字東川北 266番地
理	事	松	田	数	實	えびの市大字東川北1254番地
理	事	岡	園	喜	雄	えびの市大字東川北1245番地
理	事	森	Щ	宏	昌	えびの市大字東川北 870番地
監	事	山	下	良	政	えびの市大字東川北 838番地 2
監	事	永	谷	隆	郎	えびの市大字東川北 474番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、 上江土地改良区 (えびの市) の役員の就任及び退任について次のと おり届出があった。

平成19年8月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役	名	氏		名		住 所
理	事	東	蕨	安	美	えびの市大字上江1924番地 3
理	事	和	田	_	郎	えびの市大字上江1456番地
理	事	上	野	昭	雄	えびの市大字上江 605番地 1

П							
	理	事	大フ	大場	徳	雄	えびの市大字原田2279番地
	理	事	瀬		喜	三雄	えびの市大字上江1027番地 5
	理	事	堀		義	治	えびの市大字上江1220番地 5
	理	事	田	中	徳	明	えびの市大字上江2091番地 3
	理	事	外	屋	幸	_	えびの市大字今西 626番地 1
	監	事	外	屋	伸	彦	えびの市大字今西 303番地
	監	事	園	田	軍	志	えびの市大字上江1563番地
	監	事	角	井	_	郎	えびの市大字上江 628番地

(任期:平成21年4月23日まで)

2 退任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	東	蕨	安	美	えびの市大字上江1924番地 3
理	事	亀	園	耕	作	えびの市大字上江2055番地 3
理	事	上	野	昭	雄	えびの市大字上江 605番地 1
理	事	大フ	卜場	徳	雄	えびの市大字原田2279番地
理	事	瀬		喜	三雄	えびの市大字上江1027番地 5
理	事	堀		義	治	えびの市大字上江1220番地 5
理	事	杉刀	k流	征	弘	えびの市大字上江2241番地 1
理	事	和	田	_	郎	えびの市大字上江1456番地
監	事	外	屋	伸	彦	えびの市大字今西 303番地
監	事	園	田	軍	志	えびの市大字上江1563番地
監	事	東		祐	利	えびの市大字上江 682番地